

令和元年第4回川崎市議会定例会

請願陳情文書表

(その1)

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳 情 提 出 者	要 旨	付託委員会
1 2	1. 8. 1	障害者差別禁止条例制定に関する陳情	多摩区 在住者	平成25年（2013年）6月に障害者差別解消法が公布、平成26年（2014年）1月には国連の障害者権利条約を批准、平成28年（2016年）4月1日に施行された「障害者差別解消法」を有効に実施していくために、既に全国の36県市が条例化して実施しています。障害者の差別を無くすため、本市として「障害者差別禁止条例」を早急に制定するようにお願いいたします。	健康福祉 委員会
1 3	1. 8. 7	車椅子対応トイレにリフターの設置を要望する陳情	多摩区 在住者	私は、脳性麻ひの重度障害者です。外出時には常に介助者が必要になります。特に車椅子用トイレでは、便器への乗り移りの際に介助者は非常に苦勞します。そこで、リフターがあれば楽に乗り移りができます。車椅子用トイレにリフターを設置するよう、「福祉のまちづくり条例」並びに「整備マニュアル」に追加記載するとともに、現状の車椅子トイレに設置の推進をお願いいたします。	まちづくり 委員会

受理番号	受理年月日	件 名	陳 情 提 出 者	要 旨	付託委員会
14	1. 8. 26	「道路法」を無視して、市道路（歩道）上を占用している「プラスチック製ゴミ箱」及び「ゴミコンテナ」の撤去に関する陳情	川崎区 在住者	川崎駅東口仲見世通り及び旧東海道上の砂子二丁目交差点付近には、終日、歩道上に「ゴミ箱」が置かれており、事業者に使われている状況が見て取れます。 このような状態は、「廃棄物処理法」や「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」に違反していると思います。 また、道路の「不法占用」でもあり、「道路法」にも抵触します。歩道上に設置されていることにより、あまり広くない歩道が塞がれたりして、歩行に支障があり、危険でもあります。 また、ときによってはゴミ箱が体に触れたりして、不清潔でもあります。 したがって、早急に「撤去」する必要があります。	環境委員会

受理番号	受理年月日	件 名	陳 情 提 出 者	要 旨	付託委員会
15	1. 8. 26	「道路法」を無視して、市道路（歩道）上を占用している「ゴミコンテナ」の撤去に関する陳情	川崎区 在住者	川崎駅東口の駅前大通り沿いに「駅前大通り商業協同組合」の所有する大型の「事業系ごみコンテナ」が23個設置されていて、事業者の使用に充てられています。 しかし、「道路占用許可申請」も「道路占用料免除申請」もされていません。すなわち、「不法占用」に当たります。 また、この「事業系ごみコンテナ」は「占用許可申請」をしても、現行「道路法」の規定では許可の対象とはならないものです。 法に照らして、早急に「撤去」をして、違法状態を解消する必要があります。	環境委員会
16	1. 9. 4	「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に関する陳情	川崎区 在住者	「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」については多くの問題があるため、再検討を求めます。	文教委員会